

ペットボトルの資源循環水平リサイクルに関する協定書

射水市（以下「甲」という。）、大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）、株式会社魚津清掃公社（以下「丙」という。）及び豊田通商株式会社（以下「丁」という。）は、甲、乙、丙及び丁が協力して行うペットボトルの資源循環水平リサイクル並びに持続可能な循環型社会及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を協力して遂行することに関し、以下のとおり基本的な方針に合意したため、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲、乙、丙及び丁が協力して、第2条第1項に定める連携事項（以下「連携事項」という。）を遂行することによって、ペットボトルの資源循環水平リサイクル（いわゆるボトル to ボトルリサイクル）を安定的に行い、廃棄物の減量及び資源の有効利用を推進し、持続可能な循環型社会及び2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的とする。

第2条（連携事項）

- 前条の目的を達成するため、次の事項について甲、乙、丙及び丁は協力して連携する。
 - 持続可能な循環型社会の実現に向けた、ペットボトルの資源循環水平リサイクルに係る市民等への普及啓発に関すること。
 - ペットボトルの資源循環水平リサイクルの枠組みの推進と維持に関すること。
 - 持続可能な循環型社会及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関すること。
- 前項に定める連携事項を推進するための具体的な取組内容、実施方法等については、各当事者が協議のうえ、別途契約等により定める。

第3条（当事者の役割）

甲、乙、丙及び丁は、前条の連携事項を推進するため、それぞれ次に定める役割を担うものとし、その詳細な条件等については各当事者間で別途定める。

- 甲の役割
 - 市内で排出された使用済みペットボトルを回収すること。
 - 回収された使用済みペットボトルを、別途締結する契約に基づき、丙に譲渡すること。
 - ペットボトルの資源循環水平リサイクル、その他の持続可能な循環型社会及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組にかかる市民等への普及啓発を行うこと。
- 乙の役割
 - 甲が回収した使用済みペットボトルから丙及び丁を経て処理・加工された再生ペットボトル樹脂を使用してペットボトルを製造し、自社または自社のグループ会社の製品容器として利用すること。
 - ペットボトルの資源循環水平リサイクル、その他の持続可能な循環型社会及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けた広報活動を行うこと。
- 丙の役割
 - 甲から譲り受けた使用済みペットボトルを適切な選別処理を行い、アルカリ洗浄フレークに加工し、再生ペットボトル原料に処理・加工する事業者を選定する丁に譲渡すること。
 - ペットボトルの資源循環水平リサイクル、その他の持続可能な循環型社会の実現及び2050年カーボンニュートラルに向けた広報活動を行うこと。
- 丁の役割
 - 丙から譲り受けたアルカリ洗浄フレークを、再生ペットボトル原料に処理・加工する事業者に譲渡し、再生ペットボトル原料に処理・加工させること。
 - ペットボトルの資源循環水平リサイクル、その他の持続可能な循環型社会の実現及び2050年カーボンニュートラルに向けた広報活動を行うこと。

第4条（秘密保持）

- 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携及び協力の検討又は実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、または漏洩してはならず、本協定に基づく連携及び協力以外の目的に使用してはならない。ただし、乙丙及び丁は、連携事項を検討又は実施するために必要な範囲で、自己の関係会社に相手方の秘密情報を共有することができるが、乙、丙及び丁は当該関係会社に対して、当該秘密情報に関し適切に秘密保持義務を負わせなければならない。

- 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続する。

第5条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了6か月前までにいずれかの当事者から別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第6条（解除）

甲、乙、丙及び丁は、甲が丙に売り渡す使用済みペットボトルのうち一定量以上の品質が水平リサイクルに適さない場合又はその他の事由によって、本協定に基づく取引を継続することが困難と判断した場合は、協議の上、本協定を解除することができる。ただし、当該解除に当たっては、相手方当事者が使用済みペットボトルの売渡先または新たな入手先を他に確保できる十分な期間を設けるよう配慮するものとする。

第7条（反社会的勢力の排除・腐敗防止）

- 甲、乙、丙及び丁は、暴力団、暴力団員、総会屋等の反社会的勢力に属さず又はそれらの反社会的勢力と何らの関係をも持たないことを、確約する。
- 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携事項の実施に当たって、腐敗防止に関する各種法令を遵守することを、確約する。
- 本協定の当事者は、相手方が前2項の確約に違反したと認められる場合には、催告を要せず直ちに本協定を解除することができる。

第8条（協議等）

本協定に定めのない事項または本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上の合意の証として、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自本書1通を保有する。

令和7年2月28日

甲 富山県射水市新開発410番地1

射水市長

夏野元志

乙 京都府京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町310
大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部
京滋北陸支店 支店長

上杉真介

丙 富山県魚津市大光寺61-1
株式会社魚津清掃公社
代表取締役

廣瀬和夫

丁 東京都港区港南二丁目3番13号
豊田通商株式会社 サステナブル合成樹脂部
ポリエステルグループ課長

伊藤智志